

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
堺西高等学校	改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。 工事完了日：令和５年８月21日（検査日：令和５年８月21日） <table><tr><th>工事名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（令和５年度分）</td><td>1, 298, 000円</td></tr></table>	工事名称	金額	大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（令和５年度分）	1, 298, 000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 （公有財産台帳） 第15条 ２ 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第５条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 （1）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。 「別表４ 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。
工事名称	金額					
大阪府立堺西高等学校トイレ便器改修工事（令和５年度分）	1, 298, 000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和６年11月6日）